

平成22年度事業計画

1 基本方針

当センターは、現在、公益社団法人への移行認定手続きを進めているところであり、移行後の「公益社団法人」にふさわしい組織体制の整備や管理運営の強化に努める。

また、山梨県公安委員会から早期援助団体として指定を受け得るセンターを目指して、活動従事者等人的面、会議室・ロッカー等(物的)施設面、管理運営上の諸規程面等「早期援助団体」指定に必要な各種基盤及び条件の充実整備に努める。

具体的には、支援活動に対する県民の理解と協力を深め、その定着化を図るために広報・啓発活動に継続的に取り組むとともに、当センターの主事業である相談活動、直接支援活動等に従事する相談員(支援員)の計画的育成を図る。併せて、当センターの安定かつ継続的な業務運営に必要な組織体制や財政基盤を確立し、警察や関係機関・団体等と連携した被害者等が受けた被害の軽減や早期回復を図るための各種支援活動事業を開展する。

2 主要事業

- (1) 電話相談、面接相談及びその他の支援活動等に対する対応能力の充実強化を図る。
- (2) 県民への広報・啓発活動を積極的かつ継続的に推進する。
- (3) 各種研修の隨時開催と他機関研修への派遣により支援員等の資質・能力の向上を図る。
- (4) 賛助会員等の拡大により安定した財政基盤を構築する。

平成22年度事業計画

| 実 施 事 項 | | 実施時期 | 実 施 内 容 |
|------------|----------|------|--|
| 会務運営 | 総 会 | 5・3月 | 甲府市内において開催する。 |
| | 理 事 会 | 年 間 | 総会前及び必要に応じ開催する。 |
| 相談活動の推進 | 電 話 相 談 | 年 間 | 電話相談員(ボランティア)の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。 |
| | メ ール 相 談 | 年 間 | 被害者からのメール相談に応じ、各種情報の提供を行う。 |
| | 面 接 相 談 | 年 間 | 面接相談員(ボランティア)の技能向上を図るとともに必要かつ適切な面接相談を実施する。 |
| | 専 門 相 談 | 年 間 | 弁護士、精神科医、臨床心理士等による専門相談を実施する。 |
| 直接の支援活動の推進 | 付添い支援 | 年 間 | 被害者等からの依頼により直接支援員等が裁判所、病院等へ付き添って支援を行い、精神的負担の軽減を図る。 |
| | 日常生活への支援 | 年 間 | 被害直後の被害者等に対し、支援員が買い物、身の回りの世話等日常生活への限定的な支援を実施する。 |

| | | | |
|--------------|------------|-------|--|
| 間接の支援等の活動の推進 | 間接支援 | 年間 | 犯罪被害者等給付金申請手続き補助等の間接支援を行う。 |
| | 自助グループへの支援 | 年間 | 被害者同士で支えあえる自助グループの結成準備を進めるとともに、結成後は、その活動に対する積極的な支援を行う。 |
| ボランティアの育成・養成 | 養成講座 | 11～3月 | 新規(ボランティア)支援員第4期生養成講座を開催する。 |
| | 研修会 | 年間 | 支援員(ボランティア)の意識、技能の向上を図るため、講師を招き随時開催する。 |
| 相談体制の充実 | 専門相談員の委嘱 | 年間 | 相談業務の充実を図るため、専門相談員（弁護士、精神科医、臨床心理士）を委嘱するなど体制の整備を図る。 |
| | 代理被害防止 | 年間 | 支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを随時実施する。 |
| 広報啓発活動 | 広報活動 | 3回 | 機関誌「あなたの思いやりを」を発行・配布し、会員等へ業務内容、活動状況を報告する。 |
| | | 年間 | ポスター・リーフレット等の作成・配布、街頭キャンペーンの実施、マスコミを通じた広報活動等により被害者支援の重要性、当センターの事業内容の広報に努める。 ホームページへ常に新しい情報を掲載し、当センターの現状、事業の重要性、活動の必要性を紹介する。 |
| | 啓発活動 | 年間 | 警察署や各種団体等へ講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、当センターの支援活動の状況等の周知を図る。 |
| 調査研究活動 | 研究活動 | 11月 | 県民の被害者支援の意識高揚を図るため、講演会等を開催する。 |
| | | 年間 | 全国被害者支援ネットワークの全国規模・関東ブロック規模等の研修会、その他関係機関が開催する各種の研修会・講演会等へ積極的に参加し、支援団体・支援活動のあり方等について研究する。 山梨県(県民生活・男女参画課、女性相談所、中央児童相談所等)、山梨県警察、山梨県犯罪被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体と連携を深め、被害者の実態に関する情報交換を行い、その実態に即した施策、対応等の積極的推進を図る。 |